

## 高等教育の修学支援新制度 家計急変の申込みについて (新型コロナウイルス感染症の影響による急変を含む)

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合、一定の学業基準、家計基準、その他の要件を満たせば「給付奨学金」及び「授業料等の減免」の支援対象となります。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も支援の対象となりました。また文部科学省より、支援を早期に開始するため、2020年6月末までを「重点支援期間」とする旨の通知がありました。これら家計急変の申込みに係る詳細については、文部科学省及び日本学生支援機構より情報が公表されていますが、情勢の変化を受けて、頻繁に変更が生じています。順次情報を更新していますが、以下のサイトも確認するようにお願いします。

日本学生支援機構 [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

### ◆家計急変の事由

	家計急変の事由	証明書類
A	生計維持者の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B	生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・雇用主による病気休職に係る証明書 <sup>※1</sup>
C	生計維持者の一方（又は両方）が失職 非自発的失業の場合に限る <sup>※2</sup>	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

※1 ①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書の提出が必要

※2 「非自発的失業」は、日本学生支援機構の冊子「給付奨学金案内-家計急変-」で確認してください。

【注意】以下の事由は、被災した場合（D）を除いて、家計急変の事由にはなりません。

- ・生計維持者の離婚又は失踪
- ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

## ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変で、上表「家計急変の事由」A～Cのいずれにも該当しない場合には、「D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱います。生計維持者が雇用保険の加入対象外（自営業者等）であって失職や収入減少した場合も対象になり得ます。この場合、証明書類として以下が必要となります。

### 証明書類

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書の写し<sup>※1</sup>  
【公的証明書が用意できない場合】
  - ①「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」（所定様式は以下より印刷してください）  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/\\_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/sinkokusyo.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/_icsFiles/afieldfile/2020/05/01/sinkokusyo.pdf)
  - ②家計急変の事由に該当する者の、減収前の給与と明細等 1 ヶ月分及び減収後の給与と明細等 1 ヶ月分（計 2 ヶ月分）の写し
- ②家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」での結果表示画面を印刷したもの<sup>※2</sup>

※1 公的支援として認められるものの具体例については、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

公的支援を申請中または申請予定である場合は、先に本制度に申込みを行い、公的支援の証明書類は後日提出することが可能です。提出されたほかの書類をもとに順次審査が行われ、公的支援の証明書類をもって認定が決定します（公的支援の証明書類の提出がされない限り支援の認定は決まりません）。

※2 「進学資金シミュレーター」では、「給与収入」の欄は、収入が減少した月（1ヶ月分）の給与収入を 12 倍したものを入力し、「給与・年金以外の所得」の欄は、収入が減少した月（1ヶ月分）の給与・年金以外の所得（収入から経費を控除した額）を 12 倍したものを入力するものとします。シミュレーションの結果、対象外となる場合、支援を受けることはできない可能性が極めて高いと考えられます。

## ◆ 募集・申請時期

家計急変の申込は随時受付しています（原則、事由発生より3ヶ月以内の申込）。

※進学（進級）前の2019年1月以降～2020年3月以前の家計急変について、当初の2020年5月末までの締め切りが、2020年6月末までに延長されました。ここでの「6月末まで」とは、日本学生支援機構へのスカラネット入力、マイナンバー提出が完了していることを指します。そのため、学内締切を**2020年6月15日（月）**とします。

※2020年4月以降に家計急変事由が発生し、2020年6月末までに申込みがあった場合、特例として支援の開始月が申込のあった月に遡って開始されます（通常の見扱いは以下の「◆初回交付日」を参照）。そのため、上記同様、学内締切を**2020年6月15日（月）**とします。

※**新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合、事由発生日は収入が減少した月の末日とされていましたが、これに加えて収入が減少した月の前月の末日とすることも可能となりました。**

## ◆初回交付日

支援の開始月（支給対象となる最初の月）は、家計急変事由発生日から4ヶ月目以降となります（例えば事由発生が4月中の場合、支援開始月は8月）。進学(進級)前の家計急変の場合、支援開始月は2020年4月からとなります。

2020年4月以降の家計急変で2020年6月末までに申込みがあった場合は、特例として申込みのあった月まで遡って支援が開始されます。

## ◆申請の手順

### ① 制度の概要・要件の確認

本学 HP にリンクのある「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」を行い、申込要件に該当するかどうかを確認してください。

### ② 大学へ連絡・相談

本学 HP トップにリンクのある「問い合わせフォーム」より申込みを希望する旨、学生支援課へご連絡ください。本学より家計急変の事由の内容を学生本人に電話もしくはメール確認のうえ、資料請求方法等を個別にお知らせします。

### ③ 申込資料受け取り

本学より申込資料一式を受け取り後、内容物を確認し必要書類を揃えてください。

### ④ 申込資料の提出（大学へ）

必要書類を本学学生支援課へ郵送してください。個人情報を含む書類が含まれているため、「レターパック」や「簡易書留郵便」等の配達記録の残るものをご利用ください。申込書類に不備や不足がある場合は学生本人へ連絡します。

### ⑤ スカラネット入力

申込資料に不備がない方へは、スカラネット入力に必要なパスワードをDBポータルでお知らせします。

### ⑥ マイナンバー送付

スカラネット入力完了後、表示された受付番号を書類に記入してください。「マイナンバーの提出方法について」を参照し、必要書類をマイナンバー提出用封筒にて必要書類を指定の送付先に郵送してください。※大学宛ではありません。

### ⑦ 授業料減免の申請書（A様式1）送付

スカラネット入力が完了後、表示された受付番号およびその他必要事項を記入し大学へ郵送してください。郵送がない場合、授業料減免に認定されません。

## ◆申請に必要となる書類（①～④は資料請求のあった方へ送付します）

- ① 給付奨学金確認書（「給付奨学金案内-家計急変-」内に同封）
- ② 給付奨学金申請書（「給付奨学金案内-家計急変-」内に同封）
- ③ 在学採用準備チェックシート

※スカラネット入力下書き用紙を記入した後で、齟齬のないように記載してください。スカラネット入力下書き準備用紙は、水色の「給付奨学金案内」内に同封されているものをご利用ください。

- ④ 授業料減免の申請書（A 様式 1）
- ⑤ 「課税証明書」（写し可、学生本人と生計維持者全員分）
- ⑥ 家計急変事由に関する証明書類（「奨学金案内-家計急変-」19 ページの 4 を参照）

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は以下を提出（本紙 2 ページ目参照）

国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等の写し（後日提出可）

公的支援の証明書が用意できない場合はそれに代わる書類

「進学資金シミュレーター(保護者の方向け)」の結果表示画面を印刷したもの

- ⑦ 家計急変の事由に該当する者の、急変後の所得を証明する書類（給与明細、自営業の場合は帳簿等の写し）。その他の所得（住民税の課税対象となる全ての所得）がある場合、その証明書類（事由 A の場合は不要）

※提出する給与明細等（写し）は進学資金シミュレーターに入力した際の明細等をご用意ください。

- ⑧ その他の証明書類（「奨学金案内-家計急変-」19 ページの 5,6）
- ⑨ 学修計画書（学業成績の基準により提出が必要な方へは別途連絡します）

## ◆注意事項

1. すでに修学支援新制度を第Ⅱ区分、第Ⅲ区分で受けている方が、家計急変により更に著しい収入の減少が見込まれる場合、家計急変採用に新規で申込みことができます。ただし審査の結果により、支援区分に変更が生じない場合があります。また家計急変による支援の認定を受けた場合、3 ヶ月ごとに支援区分が変更することがあるため、3 ヶ月ごとの判定の結果、支給額が少なくなったり、0 円となったりすることもあります。
2. 3 ヶ月ごと（15 ヶ月経過後は 1 年ごと）に支援区分の見直しを行うため、家計急変事由発生月の翌月から、家計急変の事由に該当する者の給与明細等や、その他所得があれば、その証明書の提出も求められます。
3. 現在日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている方は、本制度に採用になった場合、第一種奨学金の貸与額が調整されます（減額または停止となります）。

### お問い合わせ先

#### ❖ 大東文化大学

学生支援課（板橋校舎所属学生）／東松山学生支援課（東松山校舎所属学生）

貸与、給付奨学金に関する手続きのスケジュールや個別の提出書類 等

03-5399-7317 / 0493-31-1509

#### ❖ 日本学生支援機構 奨学金相談センター

貸与、給付、及び返還に関する一般的な質問・相談 等

0570-666-301（平日 9 時～20 時）

新型コロナウイルス感染拡大防止の  
為、窓口業務を休業しております。お  
電話にて十分なお案内ができない場合  
があります。何卒ご理解いただきますよ  
うお願いいたします。